

お知らせ

年金

新成人のみなさん
国民年金に加入手続きを

国民年金は、国が責任をもつて運営する公的年金制度です。

日本国内に住所がある20歳から60歳までの方は、国民年金に加入して保険料を納付する義務があり、老後などに年金を受け取る権利があります。

自営業者、学生などは…

第1号被保険者

サラリーマンや公務員は…

第2号被保険者

第2号被保険者に扶養されている配偶者は…

第3号被保険者

国民年金などの公的年金は、老後の収入を約束してくれる年金制度です。また、病気やけがで重い障害が残ったり、18歳未満の子を残して父親が亡くなったときにも年金を支給し、思いがけない人生の「万一」もサポートします。

加入手続きは、第1号被保険者は市役所で、第3号被保険者は配偶者の勤務先などを経由して行います。第2号被保険者は厚生年金保険などの加入手続きにあわせて行いますので、

個別の手続きは必要ありません。

第1号被保険者となる方は、20歳になったら忘れずに加入手続きをしてください。

なお、学生の方など、収入が少ないために国民年金保険料の納付ができない場合は、申請により保険料の納付が猶予・免除となる「学生納付特例制度」「保険料免除・一部納付（免除）制度」があります。この申請を行わないまま、国民年金保険料が未納となっていると、万一のときに障害年金が受け取れないなど、思わぬ事態を招きますのでご注意ください。

問合せ 市民課高齢者医療年金係
☎(80)1142

社会保険料（国民年金保険料）の控除証明書に関する専用ダイヤルを開設

☎0570(070)117
IP電話は

☎03(6748)8882
※平成21年3月13日まで

平日 午前9時～午後5時

保険

長寿医療制度の保険料は
「年金からの納付」と「口座振替」の選択制に

長寿（後期高齢者）医療制度の保険料は、原則年金からのお支払い（年金天引き）となっており、一定の要件を満たす方は申し出により支払方法を口座振替に変更することができました。

この度、政令の改正によりこの要件が緩和され、平成21年度からは申し出により市が認めた場合、口座振替による支払いが可能になります。（保険料の総額は変わりません）

口座振替での支払いをご希望の方は、手続きが必要です。
金融機関等に口座振替依頼書の提出をした後、市民課高齢者医療年金係または各出張所窓口で、納付方法変更申出書の提出をお願いします。

※「口座振替申出書」（郵便局以外）および「納付変更申出書」の用紙は市民課高齢者医療年金係または市役所各出張所にあります。

☆手続きはお早めに

1月30日（金）までの手続き分については、4月分年金からの

支払いが停止となり、7月から口座振替でお支払いいただくこととなります。（期限を過ぎても申し出いただいた場合は、6月以降の年金からのお支払い分から口座振替に変更になります）

☆年金天引きから変更すると

所得税・住民税の申告をする際、年金天引きで納付した保険料の「社会保険料控除」が適用

されるのは被保険者本人のみです。しかし口座振替の場合、保険料を納めた方が「社会保険料控除」の適用を受けることができます。これにより、世帯全体の所得税や住民税が減額となる場合がありますので、十分ご注意ください。

問合せ

市民課高齢者医療年金係
☎(80)1142